

会 告

# 日本形成外科学会特定分野指導医制度：小児形成外科分野指導医 資格更新における業績点数変更のお知らせ

2020年10月20日  
一般社団法人 日本形成外科学会  
小児形成外科分野指導医認定委員会  
委員長 鳥山 和宏

日本形成外科学会特定分野指導医制度：小児形成外科分野指導医細則および同施行細則に記載されている資格更新に必要な要件について、2018年12月の会告にて一度公示いたしましたが、委員会内で検討を行い、資格取得者がより更新しやすいように、更新に必要とする5年間の業績点数（20点）は変わらず、各種活動・研究歴の点数を上げることになりました。

その内容を下記のとおり公示いたします。

## 1. 更新審査提出書類

日本形成外科学会特定分野指導医制度規則および同施行細則に基づき、以下の1)～6)の更新審査書類をご提出ください。

更新申請用提出書類は後日（2022年夏ごろを予定）ホームページに掲載の予定です。

- 1) 日本形成外科学会特定分野指導医資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 形成外科専門医認定証（コピー）
- 4) 業績目録（資格更新申請用 ※証明書含む）
- 5) 診療実績報告書
- 6) 更新審査料振込の領収書（コピー）

※なお、65歳以上の専門医は「5) 診療実績報告書」の提出は免除といたします。

## 2. 申請書類記入・作成に関する注意事項

- 1) ダウンロードした書類にて作成してください。
- 2) 年号の記載は西暦を用いてください。
- 3) 業績目録〔資格更新申請用〕

小児形成外科分野指導医資格を更新するためには、小児形成外科分野指導医資格取得後、下記の「■業績として認められる活動・研究歴およびその点数」に示す所定の学会活動歴もしくは研究業績が必要です。

小児形成外科分野指導医に登録された後の5年間において総計20点以上の業績点数を取得しなければなりません。

なお、総計20点を満たしていれば、すべての点数の申告は必要ありません。

●業績目録は各種年度ごとに記載し、併せて業績目録を証明する以下の資料を添付してください。

- ・学会参加章（コピー可）※領収証は参加章として認められません。
- ・小児形成外科分野指導医教育セミナー受講証明書（コピー可）

※2019年春までは一部の領域講習が教育セミナーとして認定を受けています。

認定されている講習の一覧表を学会ホームページに掲示しています。

領域講習の受講証明書を教育セミナーの受講証明書の代替とします。

- ・学術集会プログラム抄録集における申請者の発表が掲載されているページのコピーおよび、大会名・開催日が掲載されているページのコピー
  - ・申請者の論文と判断できるページのコピー
- ※学術集会プログラム抄録集および論文は、申請者名に下線を引いてください。

### 3. 更新に必要な業績点数に関する事項

更新審査における業績については、日形会における学会プログラムへの積極的な関与と小児形成外科領域の関連学会への参加を推進する目的で以下のように設定されています。

#### ■業績として認められる活動・研究歴およびその点数

- ・日本形成外科学会会期中（春の「総会・学術集会」と、秋の「基礎学術集会」が対象）の
  - ・小児形成外科領域に関する特別プログラムでの講演・座長・司会—————5点
  - ・小児形成外科領域に関する発表（筆頭）—————5点
  - ・小児形成外科領域に関する座長・司会—————2点
  - ・小児形成外科分野指導医認定教育セミナー受講・講師—————4点
- ・各地区の形成外科学会学術集会および地方会における
  - ・小児形成外科領域に関する発表（筆頭）—————2点
  - ・小児形成外科領域に関する国内学会参加—————4点
  - ・小児形成外科領域に関する国内学会における講演・発表（筆頭）—————4点
  - ・小児形成外科領域に関する国内学会における座長・司会—————2点
  - ・小児形成外科領域に関する国際学会参加—————4点
  - ・小児形成外科領域に関する国際学会発表（筆頭）—————4点
  - ・小児形成外科領域に関する学術論文（和文：筆頭）—————6点
  - ・小児形成外科領域に関する学術論文（英文：筆頭またはcorresponding author）—————6点
  - ・小児形成外科領域に関する学術論文（和・英文：共著者）—————2点

注1：小児形成外科領域に関する業績として認められるか否かについては、小児形成外科分野指導医認定委員会が決定します。

注2：日本形成外科学会学術集会、各地区の形成外科学会学術集会および地方会への参加のみでは実績と認められません。

注3：小児形成外科領域に関する国内学会としては、日本口蓋裂学会、日本先天異常学会、Craniosynostosis 研究会、名称に“小児”を冠する外科系、内科系学会・研究会などが該当します。ただし、名称に“小児”を冠する外科系、内科系学会・研究会においては、形成外科関連疾患について議論されているプログラムか、小児疾患全般や形成外科の扱う病態である基礎疾患を取り扱っているプログラムであることを条件とします。

更新時にプログラムも併せて提出してください。

また、形成外科と関連のある疾患や治療法についての演題があること、それを申請者が示すことも条件となります。

注4：上記以外の学会は委員会内で小児形成外科領域に関する学会かを判断いたします。疑問の点は事前に学会事務局までお問い合わせください。

#### ■診療実績報告書について

年間で小児形成外科領域の関与した手術件数をご記載ください。

必要な症例件数などの規定はございません。

#### 4. 問い合わせ先

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 F

日本形成外科学会事務局 小児形成外科分野指導医認定委員会

E-mail : jsprs-office01@shunkosha.com

お問い合わせは、E-mail にてお願ひいたします。

以上